イ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものにおいて、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省、厚生労働省令第２号）別表第５に定める高等学校等に係る教科目及び単位数を修めて、同法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者

ウ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校（専攻科及び別科を除く。）において社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）第１条の規定による改正前の施行規則（以下「旧施行規則」という。）別表第１に定める教科目及び単位数を修めて卒業した者（平成29年３月31日までに卒業する見込みの者を含む。）

エ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において旧施行規則別表第１に定める教科目及び単位数を修めて、同法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者

オ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校の専攻科（修業年限２年以上のものに限る。）において旧施行規則別表第２に定める科目及び単位数を修めて卒業した者（平成29年３月31日までに卒業する見込みの者を含む。）

カ　平成26年３月31日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において３年以上（専攻科において２年以上必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合にあっては、２年以上）介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者であって、５の⑴の介護等の業務に９月以上従事した者（平成29年３月31日までに９月以上従事する見込みの者を含む。）

⑶　ＥＰＡ介護福祉士候補者であって、５の⑴の介護等の業務に３年以上従事した者（平成29年３月31日までに３年以上従事する見込みの者を含む。）

⑷　５の⑴の介護等の業務に３年以上従事した者（平成29年３月31日までに３年以上従事する見込みの者を含む。）のうち、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の介護保険法施行規則第22条の23第１項に規定する介護職員基礎研修課程（以下「介護職員基礎研修課程」という。）を修了した者であって、施行規則附則第13条第３号の喀痰吸引等研修（別表第３第１号の基本研修及び同表第２号の実地研修を除く。以下「喀痰吸引等研修」という。）を修了したことを証する書類の交付を受けたもの（平成28年12月31日までに修了する見込みの者を含む。）

６　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験申込書　施行規則様式第５により作成するとともに、これに記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、住民票）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　受験申込前６月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのものとし、その裏面には氏名を記載すること。

イ　５の⑴、⑵のカ、⑶又は⑷に該当する者が提出する書類

勤務先等の長（所属長等）の発行に係る実務経験証明書又は実務経験見込証明書

なお、実務経験見込証明書を提出した者にあっては、平成29年４月14日（金曜日）までに実務経験証明書を提出すること。

ウ　５の⑴に該当する者が提出する書類

受験申込書提出の際にすでに実務者研修を修了している者にあっては実務者研修の実施者が交付する実務者研修修了証明書、受験申込書提出後に実務者研修を修了予定の者にあっては実務者研修の実施者が交付する実務者研修修了見込証明書

なお、実務者研修修了見込証明書を提出した者にあっては、平成29年２月３日（金曜日）までに、実務者研修修了証明書を提出すること。

エ　５の⑵に該当する者が提出する書類

学校長の発行に係る卒業証明書（学校教育法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者にあってはこれを証する書面）又は卒業見込証明書（平成20年度以前に入学した者については、卒業見込証明書及び履修見込証明書）

なお、卒業見込証明書を提出した者にあっては、卒業後、直ちに卒業証明書を提出すること（平成20年度以前に入学した者であって、卒業見込証明書及び履修見込証明書を提出した者にあっては、卒業後、直ちに卒業証明書及び履修証明書を提出すること。）。

おって、試験に合格した場合であっても、当該証明書が提出されるまでは、介護福祉士国家試験合格証書は、交付しない。

オ　５の⑷に該当する者が提出する書類

㋐　介護職員基礎研修課程の実施者が交付する介護職員基礎研修課程を修了したことを証する書類

㋑　受験申込書提出の際にすでに喀痰吸引等研修を修了している者にあっては喀痰吸引等研修の実施者又は都道府県が交付する喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類、受験申込書提出後に喀痰吸引等研修を修了予定の者にあっては喀痰吸引等研修の実施者又は都道府県が交付する喀痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類

なお、喀痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類を提出した者にあっては、平成29年２月３日（金曜日）までに、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類を提出すること。

カ　第10回以降の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者（実務経験見込証明書又は卒業見込証明書及び履修見込証明書の提出により受験票の交付を受けた者であって、実務経験証明書、卒業証明書及び履修証明書を提出していないものを除く。）にあっては、当該受験票の提出をもって、実務経験証明書、卒業証明書（学校教育法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者にあっては、これを証する書面）及び履修証明書の提出に代えることができる。

キ　４の⑷のイにより実技試験の免除を申請する者が提出する書類

受験申込書提出の際にすでに講習を修了している者にあっては講習の実施者が交付する介護技術講習修了証明書、受験申込書提出後に講習を修了予定の者にあっては講習の実施者が交付する介護技術講習受講決定通知書

なお、介護技術講習受講決定通知書を提出した者にあっては、平成29年２月３日（金曜日）までに、介護技術講習修了証明書を提出すること。

ク　前回又は前々回の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者であって、介護技術講習修了証明書を提出したものについては、当該受験票の提出をもって介護技術講習修了証明書の提出に代えることができる。

ケ　過去の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者であって、実務者研修修了証明書を提出したものについては、当該受験票の提出をもって実務者研修修了証明書の提出に代えることができる。

コ　実技試験の免除を申請した者で、講習を修了しなかった者にあっては、実技試験免除申請取下書を平成29年１月13日（金曜日）までに提出すること。提出は、原則として簡易書留郵便によることとし、同日までの消印があるものに限り受け付ける。やむを得ず直接持参する場合の受付は、平成29年１月13日（金曜日）午後５時までとする。（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び平成28年12月29日から平成29年１月３日までの間は除く。）